

公立大学法人山梨県立大学教職員の職務に専念する義務の特例に関する規程

(平成22年4月1日制定 法人4104号)

公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則第34条第2項に規定する職務に専念する義務を免除される場合及び取扱いについては、職務に専念する義務の特例に関する条例(山梨県条例第5号)及び職務に専念する義務の特例に関する規則(山梨県人事委員会規則第3号)の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。